

医療費控除を受けられる方へ

重要なお知らせ

- 平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は不要となりました。
- 明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保存する必要があります。

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和2年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\text{令和2年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} \right) - \left\{ 10 \text{万円} \left(\text{所得の合計額が200万円までの方は所得の合計額の5\%} \right) \right\} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

※ 「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の医療費控除の適用を受けることはできません（選択適用）。また、更正の請求又は修正申告において、選択を変更することはできません。「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」についての詳しい内容については、国税庁ホームページをご確認ください。

医療費控除を受けるための手続

確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費の領収書について、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、税務署から医療費の領収書（医療費通知（※）に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

なお、医療保険者等から交付を受けた医療費通知（※）がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

※ 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

※ 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰した上で提出してください。

医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
◆ 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ◆ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価 ◆ 助産師による分べんの介助の対価 ◆ 医師等による一定の特定保健指導の対価 ◆ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	◆ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（※） ◆ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価	◆ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ◆ 健康診断の費用 ◆ タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） ◆ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ◆ <u>治療を受けるために直接必要としない</u> 、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
◆ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	◆ 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	◆ 親族に支払う療養上の世話の対価
◆ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	◆ かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ◆ 医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	◆ 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種や、サプリメント等の費用を含みます。）
◆ 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	◆ 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	◆ 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※ 「おむつ使用証明書」などの各種証明書等は、確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
なお、各種証明書等に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。
※ 障害者自立支援法制度の下で提供される居宅介護、重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱い

【施設サービスの対価】		
① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	○ 日常生活費 ○ 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

【居宅サービス等の対価】		
① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等
○ 訪問看護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 居宅療養管理指導 ○ 介護予防居宅療養管理指導 ○ 通所リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション ○ 短期入所療養介護 ○ 介護予防短期入所療養介護 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。） ○ 複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）	○ 訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。） ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 介護予防訪問介護 ○ 訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問入浴介護 ○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防通所介護 ○ 介護予防認知症対応型通所介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。） ○ 複合型サービス（①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。） ○ 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。） ○ 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。）	○ 訪問介護（生活援助中心型） ○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 複合型サービス（生活援助中心型の訪問介護の部分） ○ 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限ります。） ○ 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限ります。） ○ 地域支援事業の生活支援サービス

※ ②の居宅サービス（①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。）又は③の居宅サービスにおいて行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費等から差し引きます。

- (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。
後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することとなります。

中（裏面）にスマートフォンで申告する場合の入力例が記載されています。

ご不明な点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



スマートフォンで、年末調整済みの給与所得者が医療費控除を申告する場合の入力例

STEP 1 作成前の確認事項

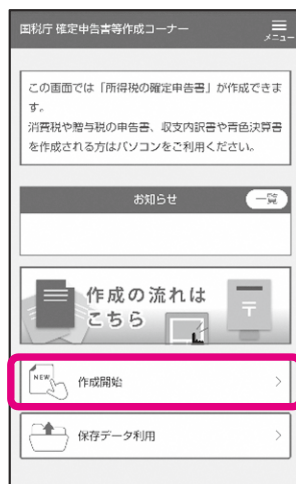
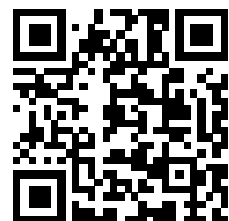
申告書の提出方式を確認します。

- ① マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り機能付のスマートフォンをお持ちの方は、**マイナンバーカード方式**
- ② ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方は、**ID・パスワード方式**

- ③ 上記①及び②以外の方は、**書面提出**が選択できます。以下では、**マイナンバーカード方式**の手順を示します。

STEP 2 作成コーナーにアクセス

下のQRコードを読み取り、「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をタップします。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 3 申告内容に関する質問

表示される申告内容に関する質問に回答・選択します。回答・選択が完了したら「次へ」をタップします。

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年は令和2年ですか。

はい

いいえ

Q 申告する収入を全て選択してください。

※ 申告する収入を選択後、「確定」ボタンを押してください。

☒ 給与

☐ 公的年金

☐ 雑（その他）

☐ 一時

☐ 上記以外の収入

確定

※ 「確定」ボタンを押した後も、申告する収入を変更できます。その際は再度「確定」ボタンを押してください。

Q お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか。

はい

いいえ

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか。

はい

いいえ

以下のいずれかの控除を受けられます。

・医療費控除

・寄附金控除

はい

いいえ

Q 医療費控除、寄附金控除の他に確定申告で追加する控除や年末調整の内容に変更はありますか。

はい

いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告書に利用できます。

詳細は以下のリンクからご確認ください。

マイナポータルの利用について

e-Tax（マイナンバーカード方式）

e-Tax（ID・パスワード方式）

書面

次へ

STEP 4 アプリのインストール

画面の案内のとおり、マイナポータルAPをインストールしてください。

STEP 5 マイナンバーカードの読み取り

iPhoneの方

Androidの方

マイナンバーカードの読み取りが完了したら、画面の案内のとおり先に進めます。

STEP 6 源泉徴収票の入力

給与所得の入力

データで交付された源泉徴収票をお持ちの方

令和2年分の給与所得の源泉徴収票をお手元に用意して、入力してください。

書面で交付された源泉徴収票の入力

支払金額（円）

給与所得控除後の金額（円）

※入力不要です。

所得控除の額の合計額（円）

源泉徴収税額（円）

※2段で記載されている場合、下の段の金額

源泉徴収税額が2段で記載（内書き・円）

※2段で記載されている場合、上の段の金額

住宅借入金等特別控除の額の記載

あり

なし

所得金額調整控除の記載

あり

なし

支払者：住所（欄外）又は所在地

※28文字以内（ビル名等省略可）

〇〇市△△町X-X

支払者：氏名又は名称

※28文字以内

〇〇株式会社

次へ

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

項目	金額
支払金額	4,000,000
給与所得控除後の金額	3,600,000
所得控除の額の合計額	3,600,000
源泉徴収税額	20,000

STEP 7 医療費控除の入力

画面の案内のとおり、医療費控除の内容を入力します。

医療費控除の入力

控除の入力

給与所得から計算した所得金額

4,000,000 円

編集

一定額以上の医療費の支払いやセルフメディケーションの対象となる医薬品の領収書がある方

医療費控除

次へ

医療費控除の入力

適用する医療費控除の選択

両方の控除を重ねて適用することはできません。

それぞれの制度の違いについて

入力内容を削除する場合

医療費控除を適用

セルフメディケーション税制を適用

どちらを選択してもいいからない方は、「控除額を試算する」ボタンから確認できます。

控除額を試算する

次へ

戻る

医療費の入力

入力方法の選択

医療費の領収書から入力して、明細書を作成する

医療費の合計額のみ入力する（別途作成した明細書を提出してください。）

医療費通知（「医療費のお知らせ」など）や領収書から入力して、明細書を作成する

次へ

医療費の入力

「病院・薬局」ごとにまとめて入力することもできます。

医療を受けた方の氏名

※10文字以内

国太郎

病院・薬局などの支払先の名称

※20文字以内

〇〇病院

医療費の区分（複数選択可）

☐ 診療・治療

☐ 医薬品購入

☐ 介護保険サービス

☐ その他の医療費（通院費など）

A. 支払った医療費の額（円）

B. Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額（円）

もう1件入力する

入力内容の確認

※医療費通知をお持ちの方は、一番下の「○」を選択してください。

※医療費の領収証を基に入力します。「医療費を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて入力できます。全件入力後、「入力内容の確認」をタップします。

STEP 8 計算結果の確認

計算結果の確認

課税される金額

20,000 円

還付金の受取方法

選択してください

次へ

画面の案内のとおりに進めると、**計算結果の確認画面**が表示されるため、内容を確認し、還付金の受取口座を入力します。

その後、画面の案内に従って入力し、申告書の送信画面まで進みます。

STEP 9 申告書の送信・受付結果の確認

画面の案内のとおり**申告書を送信**し、**受付結果の内容を確認**します。

STEP4 受付結果（受信通知）の確認

受付結果の内容

受付結果

以下の内容で確定申告書データを正常に受け付けました。

提出先

所沢税務署

利用者別番号

1234-5678-9012-3456

氏名又は名称

田中 太郎

受付日時

2021/03/03 11:22:33

送信票等印刷へ進む

年分

令和2年分

種目

所得税及び復興特別所得税

所得金額

※所得金額は、申告第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

4,000,000 円

還付される税額

20,000 円

STEP10 申告書データの保存等

送信票兼送付書等印刷

申告書等の送信作業は終了しました。

申告書等の控を印刷・保存して次の画面に進んでください。

印刷手順

1. 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてください。

2. 表示されたPDFファイルで共有ボタンをタップ、ファイルアプリを指定して保存してください。

3. 保存先から保存したPDFファイルを表示して印刷方法を選択の上、印刷してください。

4. 次の画面で送信・印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

iPhoneの方

画面下の「共有」ボタンから「ファイル」に保存をタップし、「iCloud Drive」などの保存先を選択するとPDFデータを保存できます。

Androidの方

自動的に端末内のダウンロードフォルダにPDFデータが保存されます。

以上で申告手続は終了です。

※画面は開発中のものですので実際の画面と異なる場合があります。